第71回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議　　案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役２名選任の件

目　　次

第71回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 26
（提供書面）
事業報告…… 4
計算書類…… 19
監査報告…… 21

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞
新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、株主様及び従業員の安全を第一に考え、マスクの着用をお願いするとともに、アルコール消毒液を設置いたしますのでご利用ください。また、開催時間を短縮する観点から議場における報告事項を一部省略させていただきますので、事前に「招集ご通知」をご高覧いただけますようお願い申しあげます。

当日のご案内については、当社ウェブサイト（アドレス http://www.kisoji.co.jp/）に掲載させていただきますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

株式会社木曽路
証券コード：8160

（証券コード　8160）
2020年６月９日

株　主　各　位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社　木　曽　路
取締役会長兼社長 吉　江　源　之

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルス感染拡大リスクを低減させるため、株主様には可能な限り会場へのご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申しあげます。また、書面又はインターネットによる議決権行使の場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
３．目的事項
報告事項　第71期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役２名選任の件

以　上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申しあげます。

日時 **2020年6月25日（木曜日）午前10時**

場所 **名古屋銀行協会会館　5階大ホール**
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（**https://www.web54.net**）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2020年6月24日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで**

インターネットによる議決権行使に際しましては次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使のお取扱い

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト(https://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。なお､携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

(3) インターネットによる議決権行使は2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに行使されるようお願いいたします。

(4) インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(5) 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(6) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくための、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

2．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。なお、パスワードのお電話によるご照会には、お答えできませんのでご了承ください。

(2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に関してのみ有効です。

3．インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法のお問い合わせ先

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120-652-031　　受付時間　9：00～21：00

(2) その他のご照会は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。

②証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行株式会社　　証券代行事務センター
電話　0120-782-031　　受付時間　9：00～17：00(土日休日を除く)

株主総会に関するご留意事項

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第20条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kisoji.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、計算書類の一部としてあわせて監査を受けております。

・株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kisoji.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善に伴い個人消費は持ち直し緩やかな景気回復基調で推移しました。その一方で労働需給のひっ迫による人件費の上昇、また、不確実な海外の政治・経済情勢などから依然先行きは不透明な状況で推移しました。また、当事業年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症拡大による影響の深刻化は世界経済全体に大きな影響を与えました。国内景気においても感染拡大の防止対策として外出自粛やイベントの中止・延期、訪日客の入国・行動制限などによりヒト・モノ・カネの流れが停滞したことで、経済活動は大きく制約されました。

外食業界におきましては、人件費や原材料費、物流費の高騰が続く中、多様化する消費者ニーズや根強い節約指向、そして、消費増税により税率10％の外食と軽減税率8％の中食などの業種、業態の垣根を越えた競争が激化しております。更に新型コロナウイルス感染症拡大で政府・自治体からの自粛要請により店舗の営業時間の短縮や休業を余儀なくされるなど、厳しい状態が続いております。

このような経営環境の中で当社は、定期的なＴＶＣＭにより季節毎のフェアを告知するとともに、コア商品のブラッシュアップを行いました。費用面においては、ワークスケジュールの管理と機械化により更なる生産性の向上と、経費管理の徹底に努めました。店舗展開、改築・改装につきましては、６店舗の新規出店、１店舗の業態転換、４店舗の改装、３店舗の退店を実施し、その結果、当事業年度末店舗数は１７３店舗（うち業態転換のため１店舗休業中、前事業年度末比３店舗増加）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は439億24百万円（前事業年度比 2.6％減少）、営業利益は14億26百万円（同44.6％減少）、経常利益は14億46百万円（同 43.6％減少）、当期純利益は５億73百万円(同 65.4％減少)を計上しました。１株当たり当期純利益は22.45円（前年度は１株当たり当期純利益64.98円）となりました。

また、ＣＳＲ活動といたしまして、前年に引き続き、焼肉の「じゃんじゃん亭」に近隣の児童養護施設の児童並びに職員の皆様（２７施設、合計１,４６６名様）をご招待し、お腹いっぱい焼肉をお召し上がり頂きました。

「よろこびの食文化の創造」を掲げる弊社の活動の一環として、今後も継続して参ります。

（部門別の概況）

木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」部門は、２店舗の改装、３店舗の新規出店により、当事業年度末店舗数は１２２店舗（前事業年度末比 ３店舗増加）となりました。

営業面では新規顧客の獲得、来店動機づくりにＴＶＣＭを引き続き実施するとともに、ご来店のお客様へ新元号に因んだクーポンの配布など、再来店を促すことで客数増に努めました。そして、木曽路の強みであるハレの日需要へのアプローチを引き続き実施し、最適なおもてなしの提供に注力してまいりました。その結果、売上高は371億18百万円（前事業年度比 2.5％減少）となりました。

居酒屋部門

2019年９月１日付で営業力強化、業務効率化、及び人員の最適配置等のため、「素材屋」「とりかく」「ウノ」「ここの」を「居酒屋」部門に統合しました。「居酒屋」部門は１店舗の改装と１店舗の退店、１店舗の業態転換（「素材屋」から新業態酒場「大穴」（ダイアナ）への転換）を実施し、当事業年度末店舗数は２４店舗（前事業年度末比 １店舗減少）となりました。

営業面において、「素材屋」では味噌串かつ・手羽先の唐揚げなどの名古屋めしやこだわりの串焼き、また自家製の惣菜料理や旬の食材を活かした季節メニューの販売、焼酎一升瓶のお値打ち販売を実施するとともに、少人数から大人数まで様々な宴会でご利用いただける店舗として営業活動を行いました。「とりかく」では引き続き「手作り」、「鶏」にこだわった料理と旬の逸品料理の販売を行うとともに、ハイボールフェアなどを定期的に開催しました。その他、ワイン食堂の「ウノ」、九州味巡りの「ここの」についても宴会需要を中心に販売促進活動を行いました。その結果、売上高は32億30百万円（同 8.7％減少）となりました。

じゃんじゃん亭部門

焼肉の「じゃんじゃん亭」部門は、１店舗の改装と１店舗の新規出店により、当事業年度末店舗数は１５店舗（前事業年度末比 １店舗増加）となりました。

営業面では、サラダバーやデザートバーを設置するなど新たなコンセプトでファミリー層を中心とした顧客獲得を目指し１店舗の改装と12月に「じゃん亭岐阜六条店」をオープンしました。既存店舗においては、食べ放題メニューの拡販とスピード提供、先手のサービスに取り組み、インスタグラムのハッシュタグキャンペーンや学生応援企画の実施などの販促により予約獲得に努めました。しかし、１店舗の改装休業及び既存店の客数の減少などにより、その結果、売上高は21億64百万円（同 4.5％減少）となりました。

鈴のれん部門

和食 しゃぶしゃぶの「鈴のれん」部門は、店舗の異動はなく、当事業年度末店舗数は７店舗（うち業態転換のため１店舗休業中）であります。

営業面では、「しゃぶしゃぶ祭り」や生ビール・ハイボールの平日半額販売を実施しました。御膳料理を充実させるとともに慶弔などのお集まりに対応したメニューと個室、送迎バスをアピールし、来店客数の増加に努めました。その結果、売上高は９億62百万円(同 2.6％増加)となりました。

その他

その他部門は、からあげ専門店の「からしげ」、天丼の「てんや」、外販（しぐれ煮、胡麻だれ類）、不動産賃貸等であります。

前年度の「からしげ」、「てんや」の新規出店により、売上高は４億48百万円（同 62.9％増加）となりました。

部門別売上高

部門区分	売上高	構成比
木曽路部門	37,118百万円	84.5 %
居酒屋部門	3,230	7.4
じゃんじゃん亭部門	2,164	4.9
鈴のれん部門	962	2.2
その他	448	1.0
合計	43,924	100.0

⑵ 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、少子・高齢化を背景とした人口減少により市場規模が縮小し、人件費や原材料費、物流費の高騰が続いております。また、消費者の食意識が成熟することにより嗜好やニーズの多様化が一層進み、価値指向、健康指向、安全指向は一段と強まっています。

このような経営環境のなか、日本一質の高い外食企業を目指して、顧客満足と従業員満足を向上し成長へ繋げるため次の課題に取り組んで参ります。

第一は、「企業の社会的責任の自覚」であります。食の安全・安心を追求するとともにコンプライアンスを徹底できる体制を構築して参ります。

第二は、「顧客創造　営業基盤の強化」であります。商品力、接客力の磨き上げ及び既存店の成長確保等により業容の拡大を行って参ります。さらに、顧客視点の改善提案やＰＤＣＡの実行とスピードアップ等により生産性の追求と教育、訓練によるレベルアップを図って参ります。

第三は、「経営基盤の改革」であります。人材が不足するなか、要員確保、定着の仕組み作りや人材育成及び働き方改革の継続を推進します。更に第２、第３の業態を確立すべく新たなビジネスモデルも構築して参ります。

第四は、「企業構造の改革」であります。中長期ビジョンを策定し、骨子にはＭ＆Ａ・ＦＣ・海外事業の研究と推進を据えて、新戦略を立案します。また、ＩＴ・ＡＩ・インターネット技術の推進により合理化を図って参ります。

（新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部店舗の営業休止やお客様、従業員等への感染拡大リスクが発生しております。この状態が長期化する場合、当社業績が大きく影響を受ける可能性があります。厳しい環境下ではありますが、引き続き新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び対応を行い、その影響の最小化に努めて参ります。

当社は政府、自治体による「緊急事態宣言」を受け、2020年４月16日より、店舗の一部（１１４店）を臨時休業しておりましたが、地域ごとの状況を勘案して時短営業を順次再開しております。また、テイクアウトの需要拡大を受けて店舗でのお弁当販売などの新たな取り組みを始めております。

さらに当社は、お客様、従業員及び各ステークホルダーの方々の安全と健康を第一に考え、本社における在宅勤務や時差出勤、不要不急の来客・出張等の禁止、全従業員の出社前の検温の徹底とマスクの着用、手洗い・うがいの徹底、従業員の体調管理の把握と感染が疑わしい従業員等の出勤停止、全施設へのアルコール消毒液の設置やこまめな消毒等、さまざまな対策を実施して感染拡大の防止に努めております。

⑶ 設備投資等の状況

当事業年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、23億80百万円（前事業年度比 110.6％増加）であり、その内訳は、店舗の新設に12億41百万円、店舗の改築・改装等に８億91百万円、名古屋工場設備改修及び情報システム関連投資等に２億46百万円であります。また、所要資金は自己資金で賄っております。

なお、当事業年度中に売却、除却しました固定資産は、92百万円であります。

⑷ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は特にありません。

⑸ 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	620百万円
株式会社関西みらい銀行	100
株式会社名古屋銀行	100
株式会社愛知銀行	100

⑹ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	第68期（2017年３月期）	第69期（2018年３月期）	第70期（2019年３月期）	第71期（当事業年度）（2020年３月期）
売上高	44,347	44,438	45,086	43,924
経常利益	1,185	2,279	2,564	1,446
当期純利益	576	1,331	1,659	573
１株当たり当期純利益	22円30銭	51円60銭	64円98銭	22円45銭
総資産	37,732	38,442	39,444	38,160
純資産	28,868	28,925	29,803	29,210

［第70期］マーケティングをもとに新メニューの導入やお値打ちなメニューの販売拡大、コア商品のブラッシュアップを行い、定期的なＴＶＣＭや新たなＳＮＳキャンペーンの実施により顧客の創造に取り組みました。また、ムリ・ムダ・ムラの排除を目的にワークスケジュールの精度向上、経費削減を継続して取り組んだことにより、売上高は増収となり、経常利益、当期純利益は増益となりました。

［第71期］当事業年度につきましては、⑴ 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

⑺ **重要な親会社及び子会社の状況**（2020年３月31日現在）

当社は、親会社及び子会社はありません。

⑻ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社は、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

部門別の内容

部門	区分	内容
木曽路部門		しゃぶしゃぶ・日本料理
居酒屋部門		素材屋・とりかく・ワイン食堂ウノ・ここの・大穴
じゃんじゃん亭部門		焼肉
鈴のれん部門		和食レストラン
その他	その他	からしげ てんや
	外販	しぐれ煮、胡麻だれ類
	不動産賃貸	名古屋市昭和区山手通の店舗

⑼ **主要な営業所及び工場**（2020年３月31日現在）

本　　社　：　愛知県名古屋市昭和区
東日本本部　：　東京都港区
西日本本部　：　大阪府吹田市
直営店舗　：　173店舗

店舗の地域別分布

区分	店舗数	区分	店舗数
栃木県	2店	岐阜県	4店
茨城県	1	三重県	4
群馬県	1	和歌山県	1
埼玉県	10	奈良県	2
千葉県	5	大阪府	19
東京都	47	兵庫県	8
神奈川県	10	福岡県	3
静岡県	1		
愛知県	55	計	173

名古屋工場　：　愛知県大府市（調理加工場兼物流センター）

⑽ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

性　　別	使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	1,017 名	11 名(増)	43.6 歳	11.3 年
女　　性	248	14 (増)	39.0	6.8
合計または平均	1,265	25 (増)	42.7	10.4

（注）上記使用人のほか、パートタイマー3,134名（８時間勤務換算）が在籍しております。前期末比40名減少しております。

⑾ **その他企業の現況に関する重要な事項**

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社は、2020年４月７日に政府、自治体による「緊急事態宣言」が発出されたことにより、営業時間の短縮及び一部の店舗の営業を休止しております。この影響に伴い、翌事業年度に売上高が著しく減少する可能性があり、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失並びにマイナスの営業キャッシュ・フローを計上する可能性があることから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社の当事業年度末の現金及び預金の残高に加え、2020年４月末日から2020年５月20日までに新規の借入を実行しており、当面の資金を確保していることから、重要な資金繰りの懸念はありません。従って、当事象の解消ができるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2．株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　60,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　25,913,889株（うち自己株式　380,868株）

⑶ **株　主　数**　22,299名

⑷ **大株主の状況**

株主名	持株数	持株比率
木曽路共栄会	1,170千株	4.58 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	703	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	595	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	521	2.04
アサヒビール株式会社	496	1.94
吉江則子	403	1.57
木野ひとみ	397	1.55
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	385	1.51
麒麟麦酒株式会社	352	1.37
サントリー酒類株式会社	352	1.37

（注）１．当社の自己株式380,868株は、上記の大株主から除外しております。
　　２．持株比率は、自己株式を控除して、小数点以下第３位を切り捨てて算出しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	吉江源之	
代表取締役副社長	青野康徳	
常務取締役	松岡利朗	東日本本部長
常務取締役	内田豊稔	中部本部長
取締役	仲沢栄一	内部監査部長兼内部監査室長
取締役	大橋浩	経営企画本部長兼経営企画部長
取締役	松井常芳	(株)ＭＡ企画 代表取締役 (株)スタメン 常勤監査役
取締役	伊藤邦昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
監査役（常勤）	稲守和之	
監査役	熊田登与子	熊田法律事務所 パートナー弁護士
監査役	平野善得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役

（注）１．取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
２．監査役熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
３．監査役平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．2019年６月26日開催の第70回定時株主総会において、内田豊稔氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

5．当事業年度中における取締役の異動

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
青　野　康　徳	常務取締役 営業統括本部長	代表取締役副社長 営業統括本部長	2019年８月12日
	代表取締役副社長 営業統括本部長	代表取締役副社長	2019年10月10日
松　岡　利　朗	取締役 西日本本部長	取締役 東日本本部長	2019年８月１日
	取締役 東日本本部長	常務取締役 東日本本部長	2020年２月10日
内　田　豊　稔	取締役 管理統括本部長兼 人事部長	取締役 管理統括本部長兼 人事部長兼人材開発部長	2019年７月10日
	取締役 管理統括本部長兼 人事部長兼人材開発部長	取締役 人事本部長兼人事部長兼 人材開発部長	2019年８月１日
	取締役 人事本部長兼人事部長兼 人材開発部長	取締役 中部本部長	2019年10月10日
	取締役 中部本部長	常務取締役 中部本部長	2020年２月10日
大　橋　　浩	取締役 東日本本部長	取締役 経営企画本部長兼 経営企画部長	2019年８月１日

6．当事業年度中の監査役の異動

(1)2019年６月26日開催の第70回定時株主総会において、稲守和之氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

(2)2019年６月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、鈴木敏道氏は監査役を辞任いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	8名 （2名）	120百万円 （8百万円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （2名）	15百万円 （6百万円）
合計	12名	135百万円

（注）1．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第66回定時株主総会決議において、3億円（年額）を限度としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
3．監査役の報酬限度額は1993年6月29日開催の第44回定時株主総会決議において、30百万円（年額）を限度としております。

⑷ 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職先	当社との関係
取締役	松井常芳	(株)MA企画 代表取締役 (株)スタメン 常勤監査役	重要な取引関係はありません。
取締役	伊藤邦昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
監査役	熊田登与子	熊田法律事務所 パートナー弁護士	重要な取引関係はありません。
監査役	平野善得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	松井常芳	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
取締役	伊藤邦昭	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
監査役	熊田登与子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	平野善得	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第28条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。

４．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　24百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　24百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第４項第６号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

⑴ 基 本 的 方 針

① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。

② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

⑵ 法令等の遵守体制の整備

① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曽路行動憲章」の周知・徹底を図る。

② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、
（1）善管注意義務・忠実義務、（2）遵法精神、（3）客観的・科学的事実認識、（4）合理的手続、（5）適時性の観点から議案を検討する。

③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。

④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。

⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。

⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

⑶ リスク管理体制の整備

① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

⑷ 情報の保存・管理体制の整備

① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

⑸ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

⑹ 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

⑺ 監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。
② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。

③　監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
④　監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。
⑤　監査役監査、監査法人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当事業年度は以下のような取り組みを実施しました。

⑴ 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革を実施しています。業務の深化を図るため、管理統括本部を（企画・財務・情報）と（人事・総務）に分割し、経営企画本部、人事本部に再編しました。経営企画本部の配下には事業戦略部を新設し、事業開発室は廃止しました。また、名古屋工場を活かした商品開発を推進するため、商品開発部、名古屋工場、物流グループを統括する商品本部を新設しました。更に居酒屋関連部門の営業力強化、業務効率化、人員の再配置等のため、素材屋名古屋、素材屋東京、とりかくの各営業部を廃止し居酒屋営業部に統合しました。そして、中部地区の営業力強化のため、木曽路名古屋、じゃんじゃん亭、鈴のれん各営業部を統括する中部本部を新設しました。同時期に販促企画部、営業推進部、業務指導部の機能を統合して営業企画部を新設しました。営業企画部の配下には営業企画グループと営業推進グループを配置しました。
⑵ コンプライアンスの徹底のため、引き続き、意識啓蒙施策の展開、社内報の発行、部門毎に勉強会等を実施しました。
⑶ 内部監査体制を強化すると共に基準に沿った厳正監査を実施し、また、内部通報制度を適正に運用することにより、風通しのよい企業風土づくりに努めました。
⑷ 情報システムによる迅速・効率的な業務の監視を継続して実施しております。また、適正表示については当社独自の表示ガイドラインによる確認を実施しております。
⑸ 食品の安全・安心の確保ため、衛生管理室に加え、独立性とより厳格な衛生検査を実施するために、衛生検査室を設置しております。他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

（注）1．本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
2．本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
3．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**15,890**
現金及び預金	13,893
売掛金	780
商品及び製品	57
原材料及び貯蔵品	670
前払費用	447
その他	41
貸倒引当金	△1
固定資産	**22,270**
有形固定資産	**13,412**
建物	5,516
構築物	311
機械及び装置	37
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	676
土地	5,723
リース資産	955
建設仮勘定	183
無形固定資産	**332**
借地権	13
ソフトウエア	312
商標権	2
その他	3
投資その他の資産	**8,525**
投資有価証券	2,610
出資金	0
長期前払費用	85
繰延税金資産	1,189
差入保証金	4,641
その他	28
貸倒引当金	△29
資産合計	**38,160**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**5,594**
買掛金	785
短期借入金	920
リース債務	244
未払金	130
未払費用	1,427
未払法人税等	281
前受金	5
預り金	204
賞与引当金	575
ポイント引当金	377
その他	641
固定負債	**3,356**
リース債務	802
長期未払金	213
退職給付引当金	976
資産除去債務	1,353
長期預り保証金	10
負債合計	**8,950**
純資産の部	
株主資本	**29,421**
資本金	10,056
資本剰余金	9,875
資本準備金	9,872
その他資本剰余金	2
利益剰余金	10,419
利益準備金	392
その他利益剰余金	10,026
固定資産圧縮積立金	32
別途積立金	8,200
繰越利益剰余金	1,793
自己株式	△927
評価・換算差額等	**△211**
その他有価証券評価差額金	△211
純資産合計	**29,210**
負債純資産合計	**38,160**

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ．売上高		**43,924**
Ⅱ．売上原価		**13,660**
売上総利益		**30,264**
Ⅲ．販売費及び一般管理費		**28,838**
営業利益		**1,426**
Ⅳ．営業外収益		
受取利息及び配当金	43	
受取手数料	4	
協賛金収入	7	
その他	4	59
Ⅴ．営業外費用		
支払利息	7	
賃貸借契約解約損	23	
その他	8	39
経常利益		**1,446**
Ⅵ．特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	20	26
Ⅶ．特別損失		
固定資産除却損	94	
減損損失	283	378
税引前当期純利益		**1,094**
法人税、住民税及び事業税	576	
法人税等調整額	△54	521
当期純利益		**573**

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社　木　曽　路
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　野　敦　生　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　貴　俊　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社木曽路の2019年４月１日から2020年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は135億円の借入を行うことについて、取扱金融機関と合意し、実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月1日から2020年３月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社　木　曽　路　監査役会

常勤監査役　稲　守　和　之　㊞

社外監査役　熊　田　登与子　㊞

社外監査役　平　野　善　得　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

期末配当につきましては、これらの基本方針と当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金15円　　総額　382,995,315円
　　なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、年間配当金は
　　１株につき30円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月26日

第２号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役熊田登与子氏及び監査役平野善得氏は任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	熊田　登与子（くまだ　とよこ）	（1955年11月27日生）	社外	再任

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1985年４月	弁護士登録
	南舘法律事務所〔現 南舘・北川・伊藤法律事務所〕入所
1996年４月	熊田法律事務所入所
2012年６月	当社 社外監査役就任（現任）

所有する当社の株式数：1,236株

社外監査役候補者とした理由

熊田登与子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しているため、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	2	平野　善得（ひらの　よしのり）	（1952年２月２日生）	社外	再任

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1976年11月	監査法人丸の内会計事務所〔現 有限責任監査法人トーマツ〕入所
1982年３月	公認会計士登録
1995年６月	同法人代表社員
2013年10月	同法人執行役（中京エリア統括）
2015年９月	同法人　退職
2015年10月	公認会計士平野善得事務所 所長（現任）
2016年６月	愛三工業㈱ 社外監査役就任（現任）
	当社 社外監査役就任（現任）
2017年６月	キムラユニティー㈱ 社外取締役就任（現任）

所有する当社の株式数：0株

社外監査役候補者とした理由

平野善得氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しているため、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

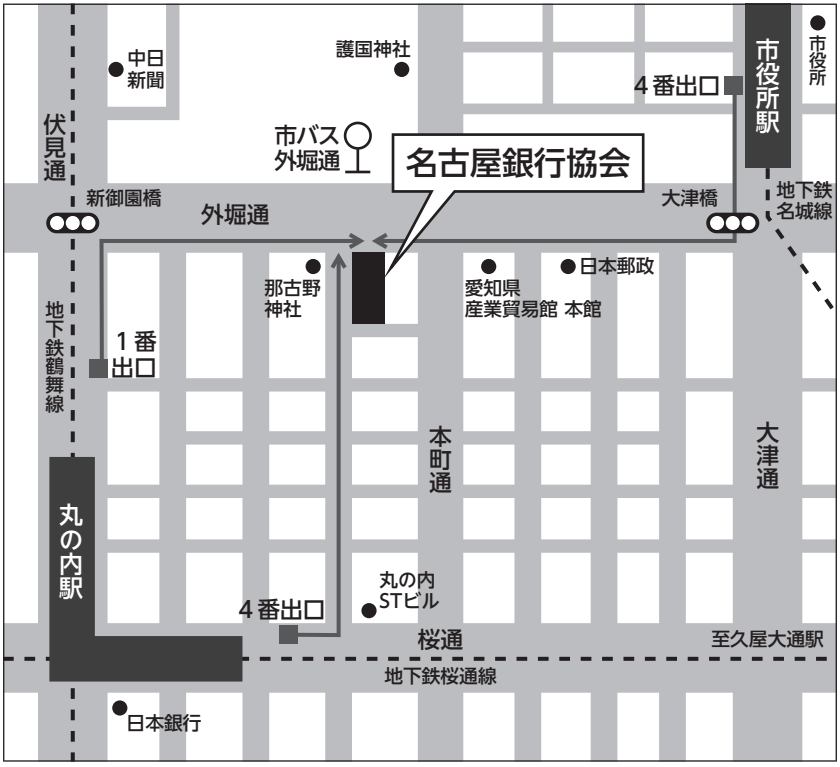
（注）1．各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2．熊田登与子氏及び平野善得氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
3．社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 監査役の在任期間について
熊田登与子氏及び平野善得氏は現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって熊田登与子氏が８年、平野善得氏が４年となります。
(2) 独立役員の指定について
当社は、熊田登与子氏及び平野善得氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ており、両氏が監査役に再選され就任した場合には、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
(3) 責任免除について
当社は、熊田登与子氏及び平野善得氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏が監査役に再選され就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。

以　上

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

会場　〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
電話　０５２（２３１）７８５１



交通のご案内

●地下鉄　桜通線「丸の内」駅４番出口より徒歩６分
●地下鉄　鶴舞線「丸の内」駅１番出口より徒歩６分
●地下鉄　名城線「市役所」駅４番出口より徒歩８分
●市バス　名古屋ターミナルビル乗車、「外堀通」下車

※株主総会会場に駐車場はございませんので、ご了承ください。

UD FONT　FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080　VEGETABLE OIL INK